

平成19年度千歳市予算編成方針

1 日本経済と国の動向

日本経済は、企業部門では雇用・設備・債務の3つの過剰が解消され、企業の収益性の向上、さらには経済全体の生産性にも回復がみられるとともに、その成果が家計にも波及する中で、雇用の増加や賃金の緩やかな増加など明るい動きもみられ、原油価格など内外のリスク要因に留意する必要はあるものの、今後も民間需要中心の自律的・持続的な成長が実現するとされています。

一方、道内においては、当初、穏やかながら持ち直しの動きがみられたが、足踏み感があり、依然として厳しい状況が続いていると評価されています。

こうしたなか、国は、後世代に負担を先送りする構造をなるべく早く是正するため、「財政健全化」について、「平成23年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する。」と目標を設定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を、平成18年7月7日に閣議決定したところであります。

この方針では、「新たな挑戦の10年」として、成長力・競争力強化、財政健全化、安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現という3つの優先課題に取り組むこととし、特に、財政健全化に向けては、歳出・歳入一体改革の策定とその具体化に向けて全力を尽くし、持続可能な社会保障制度の構築によって国民の安心を確立することなどを改革の基本的立場とすることとされました。

これを踏まえ、国の「平成19年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」(7月21日閣議了解)においては、平成19年度予算を今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算とし、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していくこととしています。

このため、引き続き、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、これにより、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとされたところであります。

2 地方財政を取り巻く環境

地方財政の歳入については、景気の回復を反映した個人所得や法人所得の増加、定率減税の廃止等の税制改正によって、地方税は増加する見込みであり、一方、地方財政の歳出については、高齢化の進展等を背景に社会保障関係費が高まっているとともに、公共投資や臨時財政対策債などの特例債に係る地方債残高は増大している状況にあります。

国で示した地方財政に関する各種方針においては、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係費、投資的経費、一般行政経費等の地方歳出全般について徹底的な見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制し、財源不足の縮小に努めるとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進めています。

今後、地方財政は、基本方針2006に示されているように、財政健全化に向けて、ゼロベースから聖域なく歳出を見直すことによって国民負担の増加を最小限とするために最善の努力を尽くすことを基本方針とし、地方歳出について、人件費の大幅な削減や地方単独事業の抑制等により、国と歩調を合わせた抑制ベースを基本として歳出削減を行い、基礎的財政収支の確実な黒字化に向けた強力な取り組みが求められています。

3 本市の財政状況

本市の財政状況におきましては、平成19年度の歳入では、三位一体の改革による税源移譲や定率減税の廃止等の税制改正、また、景気の緩やかな回復に伴う市税収入の増収は見込まれていますが、各種譲与税や交付金の伸びも期待できないうえ、地方交付税では、国の概算要求において前年度比2.5%、地方交付税の振替である臨時財政対策債等では0.8%のいずれもマイナスとなり、さらに地方交付税制度の抜本の見直しが予定されていることなどから、歳入面での見通しが極めて不透明な状況となっています。

一方、歳出では、少子・高齢化等により社会保障関係費や公債費などの義務的経費の増加に加え、各種公共施設の維持補修費や特別会計などに対する繰出金の増加など、依然厳しい環境におかれています。

特に、中期財政収支見直しでは、平成14年度からの財政健全化対策の取り組みにより、昨年度策定の見直し版における平成17年度から平成21年度までの5年間の収支不足額70億円が、平成18年度の見直しでは、平成17年度決算剰余金5億円を含め、この不足額が31億円までに改善されつつありますが、地方交付税などが現行水準で推移したとしても、毎年度10億円あまりの財源不足額が見込まれており、今後の国の動向によっては、さらにこの収支不足額が拡大することが懸念されています。

4 予算編成の基本的な考え方

平成19年度は、市長の改選期であることに鑑み、当初予算は市政運営の基本となる経費を中心とした、いわゆる骨格予算としますが、一定程度の継続事業については当初予算に計上することとします。

また、財源調整上の観点から、当初予算計上以外の政策的経費、投資的経費等についても、通常の予算要求手続きを踏まえ、予算編成過程で骨格予算と政策予算に区分するものとします。

予算の編成にあたっては、本格的な地方分権の時代に向け、財政構造の確立を図っていくとともに、市民への説明責任を果たすことが重要であり、8月31日の国の地方行政改革新指針でも、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革と情報公開の徹底・住民監視（ガバナンス）の強化の推進が示されています。

このような状況を踏まえ、引き続き、庁内一丸となって「財政健全化対策」の取り組みを推進することとし、平成19年度予算につきましては、次により編成することとします。

記

1 予算は、7年次目となる新長期総合計画に沿ったまちづくりと、「活力が循環する都市^{まち}」の実現に向け、創意工夫を重ね、次の主要施策の実現に向け取り組むこと。

- (1) 心がかよい幸せ感じる都市づくり
- (2) 安全で人と地球にやさしい都市づくり
- (3) 学びあい心ふれあう都市づくり
- (4) 魅力と活力あふれる都市づくり
- (5) 参加と連携による都市づくり

特に、重点的に次の施策の実現に向け取り組むこと。

- (1) 子育て・教育
- (2) 防災対策
- (3) 人材の育成
- (4) 企業誘致
- (5) 観光振興

2 予算は、経済の動向、制度の改正などを見きわめながら、確実に見込み得る財源をもって編成することと。

3 国の予算及び地方財政計画が未定であるため、制度の新設・改正が確実なものを除き、原則として現行制度により編成すること。

また、歳出・歳入一体改革に伴う国庫補助負担金の整理合理化の動向などについては、現状において不透明な状況にあるが、国・道の動向に十分留意するとともに、関係機関との連携を密にし、情報収集に努め、適正な財源確保を図ること。

4 財政の健全性に十分配慮することとし、財源の拡充確保に最大限努力するとともに、行政全般にわたり節減合理化に徹し、事務事業の廃止・縮小も考慮した簡素・効率化を図り、施策の緊急度・優先度の厳しい選択を行い、財源の有効的活用に努めること。

5 平成18年度見直し後の「財政健全化対策」を推進するため、平成19年度においては約12億円の一般財源の不足が見込まれる中で、基金の活用を行っても、なお不足が想定される4億円を削減するものとする。この達成に向け

- (1) 重点施策の推進
- (2) 新規事業の凍結（緊急性のあるものを除く。）
- (3) 内部管理経費の抜本的見直しによる徹底した削減
- (4) 全事業（補助・単独）の見直し
- (5) 投資的経費の抑制

を基本とする。

このような方針のもとに、ローリング事業費を除く経常的経費、臨時的経費等については、各部署ごとにおいて、次に掲げるものを除き平成18年度当初予算の一般財源総額以下とし、臨時的経費についても、緊急性等を勘案し真に必要なものを厳選すること（ゼロシーリング）。

- (1) 人件費（臨時的任用職員は含まず。）、公債費及び扶助費
- (2) 平成18年度で終了する経費（リース料、臨時的修繕等を含む。）
- (3) 債務負担行為等により当該年度の支出額が確定しているもの
- (4) 新たに予定している事業のうち一般財源が5,000千円以上の臨時的経費等
- (5) 原油価格の高騰により需用費（燃料費）が多額となる経費
- (6) 予備費及び過年度税等還付金

また、今年度から、インセンティブ予算の一環として、「広告事業導入基本方針」に基づき、広告事業の積極的な取り組みにより生じた広告料収入は、部局ごとの一般財源に上乗せできるものとする。

- 6 投資的経費については、新長期総合計画の実施計画との整合性に配慮して事業を選択するとともに、緊急性・市民要望・投資的効果等を勘案し、補助・起債等財源の見通しを十分検討のうえ、厳選すること。
- 7 行政改革については、行政改革推進本部において、引き続き取り組むこととしていることから、その内容等を予算に反映すること。
また、行政評価による事務事業評価の結果などにより改善が必要とされた事業等については、予算措置等も踏まえ、適切に見直しを図ること。
- 8 平成19年度は市民協働推進条例の施行が予定されていることから、市民・団体との連携や企業の活力の活用等による相乗効果の検証、協働可能な事業の模索などに積極的に取り組むこと。
また、他の自治体や民間との連携・協働についても、積極的に検討することと。
- 9 公共施設の維持補修費等については、「公共施設更新・改修等計画」等により存廃を含めた当該施設の今後のあり方、建替え時期等を十分検討し、リニューアル事業などの財源確保を図ること。
- 10 在日米軍再編関連に係る財政措置については、国の動向等に注視し、関係機関との連携等により、情報収集に努めること。
- 11 予算編成事務の具体的事項については「平成19年度予算編成事務要領」によるものとする。

中期財政収支見通し(平成18年度見直し版)

一般会計

財政健全化期間：平成17年度から平成21年度まで

財政収支見通し：平成19年度から平成23年度まで

推計の前提条件：地方交付税等が平成18年度水準とした場合

【財政収支見通し】

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳入一般財源	22,306	22,209	22,003	21,894	21,669	21,664	21,609
歳出一般財源	21,794	22,659	23,161	22,863	22,731	22,849	22,609
差引	512	450	1,158	969	1,062	1,185	1,000

平成17年度は決算額、平成18年度は当初予算

財政健全化期間 H17～H21 差引(不足額)

31億27百万円

財政収支見通し H19～H23 差引(不足額)

53億74百万円

【財源対策】

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳出等削減額			400	300	300	0	0
歳出削減効果額			400	700	1,000	1,000	1,000
基金借入額	451	450	758	269	62	185	0
基金借入累計	451	1	757	1,026	1,087	1,272	1,272

平成17年度は、決算剰余金5億12百万円のうち4億51百万円を財政調整基金に積み立てた。

千歳市の財政健全化は、平成14年度から取り組んでいますが、平成16年度に国の三位一体の改革による地方交付税などの大幅な削減のため、平成17年度から平成21年度までの「新たな財政健全化対策」を策定し、5年間で不足する額116億円の解消に努めてきました。

この取り組みの結果、今回の財政収支見通しでは、この不足額が31億円までに改善されましたが、今後、平成19年度予算に向けては4億円の削減、平成20年度、平成21年度ではそれぞれ3億円の歳出削減等により、この不足額をさらに解消しようとする取り組みです。

また、この削減後の不足分は、基金(貯金)からの借入れによりしのぎ、この取り組みによって、平成22年度以降は、収入と支出のバランスを確保しようとするものです。

平成19年度千歳市予算編成事務要領

予算の編成事務は、次の事項に留意して行うことと。

なお、経常的経費及び臨時的経費については、一般財源の枠配分方式により行うが、一般財源が5,000千円以上の臨時的経費については、積み上げ方式で行う。

ローリング事業については、「新長期総合計画」における実施計画のローリングをもとに、実施予定事業項目の指示による積み上げ方式により編成するものとする。

1 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、市財政が厳しい状況にあることから、その確保に最大限努力するものとし、法令、その他の根拠に基づき、正確な積算基礎により確実な見込み額を計上すること。

(1) 市 税

国の税制改正、経済の動向等を勘案のうえ積算することとし、課税客体の完全捕捉、納税に関する督促指導や滞納処分の強化などを図り、収納率向上に最大の努力をすること。

(2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税などの交付金

国の地方財源対策及び制度改正の方向などを十分勘案のうえ積算すること。

(3) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の内容等を十分検討のうえ、負担の適正化に努め的確に積算すること。

(4) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、住民間の負担の公平を図り、社会経済情勢の推移を考慮し、見直しを行うとともに算定基準を検討するなど、常に適正な単価を設定し的確な積算をすること。

なお、平成18年度に「使用料等受益者負担の見直しの方針」により見直しを実施したものを除く。

(5) 国・道支出金

国・道補助金の見直し等の動向に十分留意のうえ、関係機関との連絡を密にしながら的確な積算を行うこと。また、基地所在に係る関係財源については引き続き拡充確保に努めること。

(6) 財産収入

未利用となっている市有地の有効活用を図るとともに、今後において公的利用計画のない土地については、早期処分に努めること。

また、工業団地、住宅団地等の土地売払いについては、なお一層の販売促進活動に努めること。

(7) 市 債

国の地方債計画、許可方針、事業の適債性及び充当率を考慮し、将来の財政運営への影響を十

分踏まえた中で、安易に財源を起債に求めることのないよう慎重に検討のうえ計上すること。

特に、地方交付税措置のない地方債については、後年度負担等を充分勘案し、起債の抑制に努めること。

2 歳出に関する事項

現下の厳しい財政状況を勘案し、「財政健全化対策」の方針に基づき、人件費等の抑制や内部管理経費等の見直しを徹底することとし、平成19年度予算に係る一般財源の予定額に対し、4億円を削減する。

この達成に向け、新規事業は緊急性のあるもの以外は凍結することとし、ローリング事業を除く経常的経費及び臨時的経費については、各部ごとにおいて、予算編成方針に定めた部局別枠配分方式による要求とする。

また、既往の予算にとらわれることなく全事務事業については、ゼロベースからの検討・見直しを図ることとし、一般財源の増加を招くことのないよう留意すること。

(1) 報酬

第1・2種非常勤職員は別紙の額で計上すること。また、厳格な職員配置により抑制に努めるものとする。

(2) 共済費

第1・2種非常勤職員及び臨時職員を任用する場合は、別紙の保険料を計上すること。

(3) 賃金

日額は別紙のとおりで業務量、業務内容を精査し、前年度実績によることなく人員の削減を含めた全面的な見直しを行い、真に必要な場合に限り、最小限の人数を計上すること。また、雇用期間は6か月以内とする。

(4) 旅費

業務の必要性、効果を十分検討し、日程・回数・人数等を必要最小限にとどめ、前年度実績によるなど安易な計上は厳に慎むこと。

また、同一業務に係る会議等への出張は、やむを得ない場合を除き1名とする。

なお、各種審議会、委員会の道外視察、道外研修及び職員の海外研修は、凍結を継続する。

(5) 交際費

行政執行上、真に必要な場合に限り、節度ある範囲で厳選して計上すること。執行にあたっては目的を明確にし、人数・経費等を必要最小限にとどめるとともに、支出基準の見直しにより削減を図ること。

また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は、国・道・地方自治体及び地方財政再建促進特別措置法第24条第2項にある公団等とする。

(6) 需用費

ア 式典等に係る記念品は廃止とする。

イ 消耗品費、印刷製本費については、死蔵事務用品の活用やペーパーレス化などさらに徹底した節減に努めること。

特に、庁用資料等の作成にあたっては必要最小限とし、コピー費の節減や単価の見直しに努め、印刷についても外部印刷物の部数の見直しや庁内印刷の有効利用を図ること。

新聞・雑誌・追録等の購読は見直しを行い、経費の節減を図ること。

毎年、隔年発行の広報誌、機関誌等については、発行頻度等を再検討すること。

ウ 光熱水費については現行料金によることとし、節減を図り効率的な使用に努めること。

エ 燃料費については次の単価(税込み)により計上すること。

(ア) ガソリン		153.300 円 / リットル
(イ) 軽油		129.645 円 / リットル
(ウ) 重油	4 [*] リットル未満	87.150 円 / リットル
	4 [*] リットル以上	85.050 円 / リットル
(エ) 白灯油	葬斎場以外	93.450 円 / リットル

重油については発注量により単価が異なるので十分留意するとともに、原油価格の高騰の情勢を十分踏まえ、暖房等の効率化、節減に対する改善目標をたてるなど、省エネルギー化を徹底すること。

オ 食糧費については行政事務上、真に必要な場合に限り節度ある範囲で厳選して計上すること。執行にあたっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめ節減に努めること。また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は(5)の交際費で示した範囲とする。

なお、各種会合後の飲食を伴う懇談会の廃止を徹底すること。

(7) 役務費

各種団体等の郵便料などは、団体の独自財源を活用すること。

(8) 委託料

業務内容(日数、回数)の減等・項目を抜本的に見直し、業務に支障のきたさない最小経費による効率化に努め、改定率は見込まないで計上すること。

また、小規模施設等の設計業務の直営化の徹底を図るとともに、公共施設、公園、学校図書等の管理、運営については、指定管理者制度の導入のほか、地域住民やボランティア等の活用を図ること。

(9) 使用料及び賃借料

会議等の会場使用については市有施設の利用を徹底し、車の借り上げ等はその必要性を十分考慮し、節減に努めるとともに、公用自転車の積極的な活用を図ること。

また、高速道路の使用は自粛し、時間や交通状況等により真に必要な場合の利用とし、特定目的以外のタクシー利用については廃止する。

(10) 備品購入費

事務用・庁用備品については、行政管理課と協議すること。

その他の備品は、用途・頻度等を熟慮のうえ、必要最小限のみ臨時費で計上すること。

(11) 負担金・補助及び交付金

前年度実績を安易に計上することなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、整理合理化を図り、補助金等の新設は極力抑制すること。

また、外郭団体等の経営改善の促進を図り、補助金、委託料等の抑制を図るとともに、協議会等の脱会など負担金、補助及び交付金の抜本的な見直しを図ること。

(12) 扶助費

国の制度の動向などの把握に努め、特に、対象人数の積算にあたっては、市全体の一般財源の配分に大きく影響することから過大に見積もることなく、十分内容を精査すること。

(13) 職員費

義務的経費の抑制に努めなければならない状況から、厳格な職員配置により抑制に努めるとし、給与改定の留保財源は見込まないこと。

また、時間外手当は本俸総額の5%以内の計上とし、管理職手当の15%の削減や職員の退職者不補充については、引き続き、取り組むことを前提に積算するとともに、外郭団体等についても退職者不補充の取り扱いとし、総人件費の縮減を図るものとする。

なお、平成14年度から雇用対策の一環として実施しているワークシェアリングについては、引き続き、取り組むものとし、配置等については別途関係部署と調整する。

(14) 維持補修費

公共施設等については、常に点検を行い適切な機能の維持に努めるとともに、補修が必要なものについては、効用を発揮するうえで必要最小限のものに限り計上すること。

(15) その他

全職員は経営者意識を持ちながら、平成20年度予算編成に向けて、歳入の確保対策、義務的経費(人件費等)の抑制策の検討、裁量的経費の見直し、投資的経費の抑制に係る見直しを検討し、平成19年度予算において予め必要な措置等を講ずること。

なお、予算編成前に取りまとめを行った「平成19年度予算要求額調書」の事業毎における一般財源額を超える要求は、認めない。

3 特別会計・企業会計

特別会計及び企業会計においても、一般会計と同一の基調により経費の節減に努めるとし、事業経営の合理化を図り、収入の確保及び経費負担の項目、算定方法の見直し等により独立採算性の確保に努め、経営の健全化をなお一層推進する。

4 予算要求の入力、提出期限等について

平成17年度予算から「財務会計システム」による編成としているが、入力作業にあたっては、慎重に取り扱うこととし、入力漏れがないよう十分留意すること。

特に、「当初歳出予算要求書」の「事業内容」及び「効果」欄については、今後の情報公開も視野に入れ、具体的に入力すること。

特に、新規の事務事業等がある場合は、入力作業前に必ず財政課と協議のうえ、理事者の意思決定を仰ぐこと。

(1) 経常的経費、臨時的経費（ローリング事業費を除く。）

提出期限 平成18年10月27日（金）（入力期限：10月20日（金））

債務負担行為がある場合は、「債務負担行為見積書」を1部提出すること。

(2) 特別会計

提出期限 平成18年11月10日（金）（入力期限：11月10日（金））

土地取得事業、公設地方卸売市場事業、老人保健及び霊園事業

提出期限 平成18年12月26日（火）（入力期限：12月22日（金））

国民健康保険及び介護保険

(3) ローリング事業費

提出期限 平成19年1月9日（火）（入力期限：1月9日（火））

ヒアリング 平成19年1月10日（水）から1月15日（月）まで（予定）

特別会計及び企業会計のうち一般会計からの繰出金がある場合は、一般会計繰出金のみ10月20日（金）までに入力すること。

(4) その他

この要領によるもののほか、予算編成に必要な事項等については、必要な都度、財政課から通知するものとする。